

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2015. 10. 8 VOL. 12-2

本号の内容

☆「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定について

- I. 条例制定の背景
- II. 条例の2本の柱
- III. 条例の内容



千葉県 総務部 政策法務課

政策法務班 中庁舎7F

電話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定について

千葉県では、「危険ドラッグ」を含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止し、県民のみなさんが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年2月定例県議会において、「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」（平成27年千葉県条例第9号）を制定しました。

1. 条例制定の背景

** 1. 「危険ドラッグ」と深刻な社会問題 **

「危険ドラッグ」という言葉を耳にしたことがある方も多いと思います。これは、多幸感や快感を高めるなどとの効果をうたい、「ハーブ」や「お香」等と称して販売されていますが、実際には、麻薬や大麻などの法令による規制薬物の成分と似た物質を含んだ物質であり、中にはその何倍もの精神毒性を有するものもあります。

近年、危険ドラッグの使用による健康被害や他者を巻き込んだ事件・事故などが相次いで発生し、深刻な社会問題となっています。特に、平成26年6月に東京・池袋で危険ドラッグの使用者が自動車を暴走させ、1名の方が亡くなり、7名の方が負傷した痛ましい交通事故は、危険ドラッグの恐ろしさを社会に知らしめることとなりました。

** 2. 危険ドラッグ対策の経緯 **

このような危険ドラッグを規制するため、まず、平成17年に東京都が条例を制定し、麻薬、大麻などの既存の規制薬物と同等の精神毒性を有する薬物を「知事指定薬物」として規制しました。続いて、国も、平成19年に当時の薬事法（現在は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」）に改称。以下「医薬品医療機器等法」という。）を改正して「指定薬物」制度を導入し、その製造・販売・所持などの行為について罰則を設け、危険ドラッグの規制に乗り出しました。

また、千葉県としても、県民のみなさんへ向けた広報啓発、販売店に対する立入検査や製品の買上検査を実施したりする等、対策を強化してきました。

** 3. 千葉県による独自条例の必要性 **

しかし、危険ドラッグについては、ある物質が指定薬物に指定されると、ほどなく、その化学構造の一部だけを変えた新種の物質が登場し、

市場に流通するという「いたちごっこ」の状態が続いています。

また、条例制定前の時期には、千葉県**取締りの強化にもかかわらず**、なかなか**販売業者を根絶することができずに**いました。

さらに、指定薬物制度の導入後も、東京都は、国の指定が追いついていない物質を国に先行して独自に「知事指定薬物」として指定し、「横出し規制」をしており、国の指定までのタイムラグの間に、東京都の隣県で同様の規制がない千葉県に流入する事態が見受けられました。

平成26年12月の改正医薬品医療機器等法の

施行により、成分検査中の薬物の製造・販売等を禁止するためのしくみを設けるなど、規制が強化されました。しかし、それでも、**仮に東京都の知事指定薬物が千葉県内で発見された場合でも、製造・販売等を行った者への罰則や中止等の命令は適用されません。**

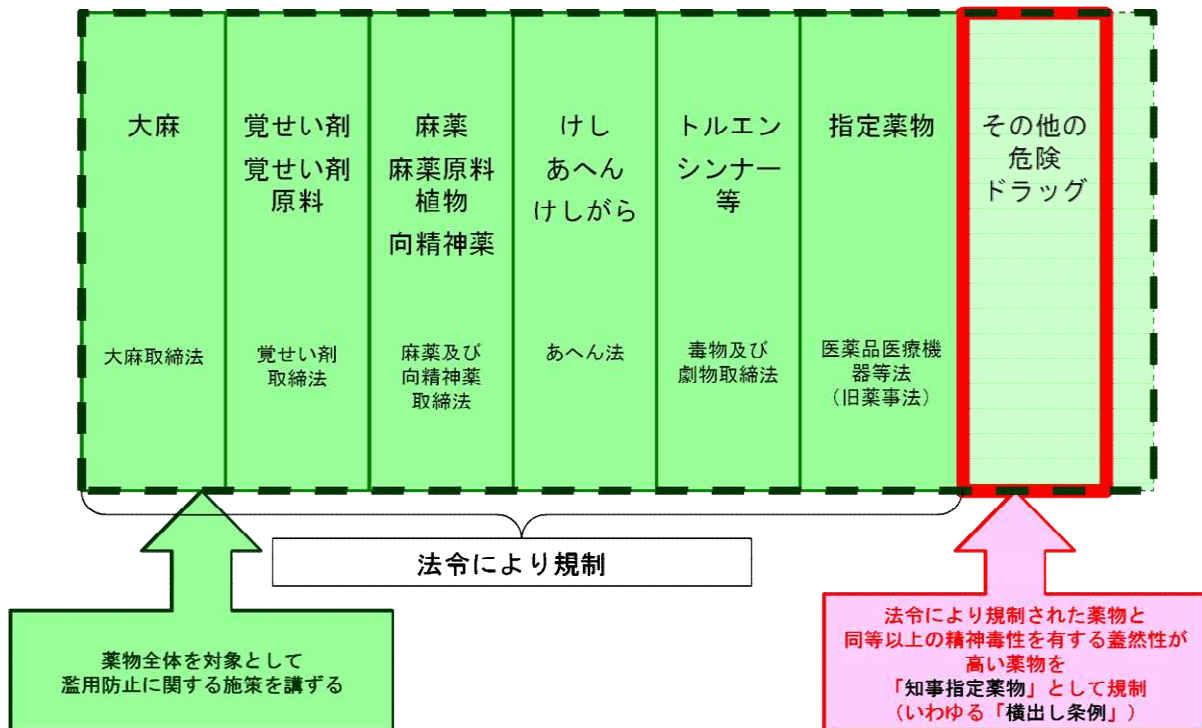
そこで、**千葉県としても**、薬物濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止し、県民のみなさんが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、**薬物の濫用防止に関する基本的施策や、東京都と同様の具体的規制を定めた独自の条例を制定**しました。



II. 条例の2本の柱

この条例は、国の法令で規制されたものを含む薬物全体を対象として**薬物の濫用防止に関する施策等を定めた「政策フレーム型条例」の部分（下図緑点線部分）**と、法令による規制の対象となっていない薬物の中から一定の要件に該当するものを**知事指定薬物に指定して「横出し規制」をする「規制型」の部分（同赤太線部分）**の2本柱となっています。

「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」の射程範囲



Ⅲ. 条例の内容

1. 条例の目的（1条）

この条例は、薬物の濫用防止に関し、県と県民の責務、基本的施策、知事指定薬物の規制等を定めることにより、薬物濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止し、もって県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

2. 条例の対象となる「薬物」の定義（2条）

この条例の対象となる「薬物」は、次の①～⑦となっています。

- ① 大麻
- ② 覚醒剤・覚醒剤原料
- ③ 麻薬・麻薬原料植物・向精神薬
- ④ けし・あへん・けしがら
- ⑤ トルエン・シンナー・接着剤等
- ⑥ 医薬品医療機器等法の指定薬物
- ⑦ その他これらと同等以上に精神毒性*を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

※ 「精神毒性」とは、中枢神経系の興奮・抑制や幻覚の作用をいい、当該作用を維持・強化する作用を含みます。

なお、「危険ドラッグ」とは、主に⑥・⑦を念頭に置いた言葉ですが、まれに麻薬の成分が混入しているケースも見られます。

3. 県と県民の責務（3条・4条）

県は、薬物の濫用防止に関する施策を総合的に推進する責務を有します。

また、県民は、薬物濫用による保健衛生上の危害に関する知識と理解を深め、薬物濫用を防止するとともに、これに関する県の施策に協力するよう努めなければなりません。

4. 基本的施策

(1) 推進体制の整備（5条）

県は、薬物に関する情報収集・分析、試験検査の研究・技術開発、県民への情報提供・相談対応、教育・啓発活動、監視・指導といった施策の総合的な推進を図るために必要な体制を整備します。

(2) 連携協力（6条）

県は、必要に応じ、国、近隣都県・県内市町村等の自治体、関係団体等との連携を図ります。また、知事は、公安委員会に対し、捜査関係情報の提供などの協力を行うとともに、立入検査への同行や業者の営業状況の確認など、施策の推進に必要な協力を要請します。

(3) 情報収集・分析、試験検査に関する研究・技術開発等（7条）

県は、施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物濫用による保健衛生上の危害に関する情報について収集・整理・分析・評価を行うとともに、薬物の試験検査に関する研究・技術開発を推進します。

(4) 情報提供（8条）

県は、県民に対し、広報・インターネット・薬物相談窓口などを通じ、薬物濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大の防止のために必要な情報提供を行います。

(5) 教育・啓発活動の推進（9条）

県は、学校における「薬物乱用防止教室」の開催や「薬物乱用防止キャンペーン」の実施など、薬物の濫用防止のための教育・啓発活動を推進するために必要な措置を講じます。

(6) 監視・指導（10条）

県は、薬物の製造・販売業者などに対する監視・指導を適切かつ効果的に実施します。

5. 薬物濫用防止のための具体的規制

(1) 指定（11条）

知事は、法令で規制された薬物以外の薬物（27）のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することができます。指定に当たっては、緊急の場合を除き、千葉県薬事審議会に諮問しなければなりません。

なお、知事指定薬物に指定された薬物が法令による規制薬物となったときは、指定が失効します（12条）。例えば、ある知事指定薬物が指定薬物に指定された場合には、医薬品医療機器等法に基づく規制を受けるため、知事指定薬物の指定が失効することになります。

(2) 禁止行為（13条）

知事指定薬物については、**①製造、②販売・授与又は販売・授与目的での所持、③販売・授与目的での広告及び④所持・購入・譲受・使用が禁止されます。**ただし、③を除き、試験研究等の正当な理由がある場合には、この限りではありません。

(3) 取締り（14条～17条）

知事は、知事指定薬物又はその疑いのある物の貯蔵・陳列・製造・販売等をした者について、報告徴収、立入検査又は製品収去を行うことができます（14条1項）。

また、禁止行為を行った者に対しては、警告を発することができます（15条1項）。

そして、警告（所持・購入・譲受・使用に係る警告を除く。）を受けた者がこれに違反した場合のほか、緊急時や、過去にこの条例による警告を受けたことがある者である場合には、行為の中止や知事指定薬物の廃棄・回収等を命ずることができます（16条）。

このほか、緊急時には、法令で規制された薬物以外の薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、製造中止等の勧告を発することができます（17条1項）。

6. 罰則

以下の罰則が設けられています。

- ① 製造・販売・授与等に係る中止・廃棄・回収等の命令に違反した者 懲役2年以下、罰金100万円以下（19条）
- ② 製造・販売・授与等を行った者 懲役1年以下、罰金50万円以下（20条1号）
- ③ 販売・授与目的での広告に係る中止等の命令に違反した者 懲役1年以下、罰金50万円以下（20条2号）
- ④ 販売・授与目的での広告・所持・購入・譲受・使用を行った者 懲役6月以下、罰金30万円以下（21条）
- ⑤ 報告徴収・立入検査・製品収去を拒否した者 罰金20万円以下（22条）

7. 施行期日

この条例は、平成27年4月1日に施行されました。ただし、知事指定薬物の禁止行為や取締りに関る規定及び罰則は、周知期間を経て、同年6月1日に施行されています。

